

第4回協議事項についての説明

協議事項	(1)「学校に着ていく服」のあり方検討に係る論点（修正案）について
資料	資料1
説明	・ 第3回検討委員会でのご意見を踏まえ、「検討に係る論点」を修正した。 ・ 今後の協議の軸となる「学校に着ていく服」の定義と目指すゴール（目的）、目指すゴールに向けた工程を明確にし《論点1》、それを踏まえた上で、学校が「学校に着ていく服」を生徒主体で検討していく上で理解しておくべき事項《論点2.3》について協議していきたいと考える。 ・ 市標準服の必要性については、はじめから論点として設定するのではなく、《論点3》の議論を踏まえて判断していくこととしたい。

協議事項	(2)「学校に着ていく服」の定義・目指すゴール（目的）について
資料	資料2上段
説明	【定義について】 ・ 「学校に着ていく服」＝「登下校や教育活動の場において、生徒個人が選択・着用する服装」と定義し、「学校独自の制服」や「市標準服」、「自由服（私服）」との位置付けについてイメージ図で示した。 ・ 「学校に着ていく服」のあり方は、各学校が生徒主体で検討し決定するものであり、生徒は自分たちで定めた範囲やルール等のもとに服装を選択する。 【目指すゴール（目的）について】 ・ 目指すゴールは、「『学校に着ていく服』による心理的安全性の確保」とした。 ・ 各学校において①～③の項目が実現している状態が、制服が必要と感じている生徒（服で人と差がでない、毎日きる服で悩まなくていい、中学生らしくみえる）、制服に対して悩みや困難を抱えている生徒のどちらにとっても、心理的安全性が確保されていると考える。

協議事項	(3) ロードマップ(案)について
資料	資料2 下段
説明	・ 目指すゴールに向けた工程を3段階で整理し、各段階における「生徒の姿」とその姿を実現するための「学校(教職員)の対応」を示した。 ・ 各段階への進め方や進行度合いは、各学校が生徒や保護者等のコンセンサスを得ながら実情に応じて決定していくことから、各段階達成までの期間はしないこととした。 ・ 市教委については、各学校が「学校に着ていく服」の検討を進めていく上で必要な支援や情報の提供、環境整備を進めていく。

協議事項	(4) 「学校に着ていく服」の検討の必要性について
資料	資料3
説明	・ なぜ今「学校に着ていく服」を検討する必要があるのかを学校に示していくにあたり、3つの観点から項目を整理した。生徒主体での検討を進めていくためには、検討を側面から支援する教職員がこれらの観点を十分に理解しておくことが重要であると考え。 ・ 1点目は「子供の人権・多様性の尊重」である。『児童の権利に関する条約』と『こども基本法』については、その目的や理念を理解しておく必要がある。生徒指導提要(生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等についてまとめたもの。生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として文科省が作成)においても、その点が記載されている。 ・ 2点目は「制服に対するニーズへの対応」である。昨年度実施したアンケート調査結果から、現行に制服に対して何かしらの不満や不安を持っている子供や保護者が多数いることが判明した。すでに制服の見直しを図っている学校もあるが、その結果も含めて自校の制服の現状や課題等を把握する必要があると考え。 ・ 3点目は「保護者の経済的負担軽減」である。保護者からは制服が高いといった不満の声が圧倒的に多い状況である。本市では登下校時のみ着用という学校が多いことから、価格が着用頻度と見合っていないという意見も多数ある。文科省や公正取引委員会から示された留意事項等を踏まえ、保護者の経済的負担軽減の観点からも検討が必要である。